

委員会提出議案第 5 号

和歌山県内に障がい者職業能力開発校の設置を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 30 年 12 月 14 日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 林 弘

和歌山県内に障がい者職業能力開発校の設置を求める意見書

国及び都道府県では、一般の職業能力開発施設等では受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障がい者」（特別支援障がい者）を重点的に受け入れる職業訓練施設として障がい者職業能力開発校を全国に 19 施設設置し、障がい者の職業に必要な能力を開発・向上させることをもって、職業の安定と労働者としての地位向上を図ることを促進している。

障がい者職業能力開発校は、障がいの態様に応じた職業訓練や専門技術を養う訓練などにより各種分野における適応能力を身につけることができることから、修了生の就職率も高い水準となっている。このような障がい者職業能力開発校を設置することは、障がい者が地域社会においてその一員として普通に生活し、誰もが共に生きる「共生社会」を実現するうえで、その存在意義、効果は非常に高いと言える。

「ふるさとを大切に、一人ひとりが輝き、優しさとあたたかさのあるまちをめざす」ことを標榜する本市にとって、障がい者が住み慣れた土地で技術を習得し、働くことができる環境を整備することは、極めて重要である。

よって、国におかれては、以下の措置を講ぜられるよう強く要望する。

1. 和歌山県内、あるいは橋本市内に障がい者職業能力開発校を設置いただきたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

橋 本 市 議 会

（提出先）衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、和歌山県知事